

令和8（2026）年度ゴルフツーリズム受入体制整備等事業 公募型プロポーザル実施要領

1 事業の趣旨・目的

日本政府観光局の訪日外客統計によると、近年、多くのインバウンド観光客が訪日しており、観光消費額拡大に向けた絶好の機会が訪れている。しかしながら、本県においては東京から近く、日帰りしやすいという地理的条件等から、滞在時間の短いインバウンド観光客が多く、この機会を活かしきれていない。

そこで、本事業により、本県が優位性を持ち、かつ、インバウンド観光客の滞在の長期化を見込める「ゴルフ」を「新規育成・強化資源」の一つとして位置づけ、ゴルフを核としたツーリズム（以下「ゴルフツーリズム」という。）の推進を図ることで、本県を来訪するインバウンド観光客の滞在長期化、引いては観光消費額の拡大を目指すこととしている。

このゴルフツーリズムの推進に向け、インバウンド向けのゴルフツーリズムに幅広い知見やノウハウを持つ専門事業者の協力を得て、県内の受入体制構築及び効果的なプロモーションによる外国人ゴルフ観光客の誘客促進を本事業の目的とする。

2 業務概要

- | | |
|------------------|---|
| (1) 業務名 | 令和8（2026）年度ゴルフツーリズム受入体制整備等事業 |
| (2) 業務内容 | 別紙「令和8（2026）年度ゴルフツーリズム受入体制整備等事業企画提案仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり |
| (3) 契約期間 | 契約締結の日から令和9（2027）年3月19日（金）まで |
| (4) 委託料限度額 | 9,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| (5) 担当所属及び問い合わせ先 | 〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20
栃木県国際観光推進協議会事務局 田村
（栃木県産業労働観光部観光交流課 インバウンド推進担当）
電話 028-623-3309 FAX 028-623-3306
電子メール kanko@pref.tochigi.lg.jp |

3 参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、栃木県入札参加資格を有する又は契約締結時までに資格を取得する見込みであること。
- (3) 本要領4に記載するプロポーザル審査実施日までにおいて、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154条）の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (5) 栃木県暴力団排除条例（平成22年栃木県条例第30号）第2条第1号又は同条第4号に規定する暴力団等に該当しない者であること。
- (6) 本要領の4に記載するプロポーザル審査実施までに納期が到来する国税及び都道府県民税を滞納していない者であること。
- (7) 国又は地方公共団体が発注した類似業務に関し受注実績がある者であること。

4 プロポーザル実施の手続

- | | |
|-------------------|-------------------------|
| (1) 実施スケジュール | |
| ア 実施要領等の公表 | 令和8（2026）年4月6日（月） |
| イ 実施内容等に関する質問受付期限 | 令和8（2026）年4月8日（水）15時必着 |
| ウ 質問に対する回答 | 令和8（2026）年4月10日（金） |
| エ 参加表明書の提出期限 | 令和8（2026）年4月15日（水）15時必着 |
| オ 企画提案書の提出期限 | 令和8（2026）年4月30日（木）15時必着 |
| カ プロポーザル審査（書面）実施 | 令和8（2026）年5月12日（火）予定 |
| キ 選定結果の通知・公表 | 令和8（2026）年5月中旬～ |
| (2) 実施要領等の配布 | |

栃木県ホームページ（産業・しごと > 入札・公売 > 入札・公募（業務委託））からダウンロードすること。

URL：<https://www.pref.tochigi.lg.jp/kensei/nyuusatsu/koubo-itaku/index.html>

(3) 質疑・回答

プロポーザル方式に参加するに当たり質問事項がある場合は、簡易なものを除き、質問書（別記様式1）により提出すること。

ア 受付期間：公募開始日～令和8（2026）年4月8日（水）15時必着

イ 質疑方法：電子メールにより、2（5）に提出すること。

ウ 回答期日：令和8（2026）年4月10日（金）

エ 回答方法：回答は栃木県ホームページ（4（2）のURL）に掲載する。

(4) 参加表明書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（別記様式2）及び確認書（別記様式3）を作成し、提出すること。

ア 提出期限：令和8（2026）年4月15日（水）15時必着

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出場所：2（5）

ウ 提出方法：持参（平日の9時～17時）、郵送、又は電子メール

※郵送又は電子メールで提出の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

※参加表明書の提出後に参加を辞退する場合は、令和8（2026）年4月30日（金）15時までに辞退届（様式任意）を提出すること。

(5) 企画提案書の提出

参加表明書の提出後、仕様書及び以下のア～クに基づいて企画提案書を作成し、提出すること。

ア 提出期限：令和8（2026）年4月30日（木）15時必着

※提出期限後に到着した書類は無効とする。

イ 提出場所：2（5）

ウ 提出方法：持参（平日の9時～17時）又は郵送（書留郵便に限る。）

※郵送の場合は、到着確認のため電話連絡を行うこと。

エ 企画提案書の用紙は、原則としてA4版用紙を使用することとし、A3版用紙を使用する場合には、A4版サイズに折り込むこと。枚数に制限はないが、カラー印刷とすること。

オ 企画提案書の様式は任意であるが、次の事項を含めて作成すること。

なお、記載順序は任意とする。

(ア) 企画提案者の概要等

(イ) 企画提案内容（仕様書記載の業務内容に関する具体的な企画案を記載。また、仕様書に定める内容以外に独自に提案できる事項がある場合は、その内容を記載。）

(ウ) 業務遂行人員体制及び業務スケジュール

(エ) 国又は地方公共団体等における同様の受注業務実績

(オ) 見積額（概算及び内訳）

カ 企画提案書は1者1提案とする。

キ 企画提案書の提出部数は、6部（正本1部、副本5部）とする。なお、審査の公正を期すため、副本には参加者名を記入しないこと。

ク 提出の際に、委託者宛ての見積書の正本1部を提出すること。

なお、見積書は必要な項目ごとに区別する（諸経費や消費税も区別する）とともに、企画提案書の見積額と整合させること。

(6) 企画提案書等提出書類の取扱い

ア 提出期限後は、提出書類の変更、差替、再提出又は撤回は認めない。

イ 提出書類は、理由のいかんを問わず返却しない。

ウ 企画提案書は、栃木県情報公開条例（平成11年栃木県条例32号）に基づく公文書開示請求の対象となる。

エ 委託者は、必要に応じて、追加資料の提出を求めることができる。

オ 企画提案書等の作成及び提出に係る費用等、プロポーザル参加に要する経費は全て企画提案者の負担とする。

カ 企画提案者は、企画提案書の提出をもって、実施要領等の記載内容に同意したものとみなす。

キ 企画提案書に使用する言語は日本語、使用する通貨は円とする。

ク 提出された企画提案書は、選考を行う作業に必要な範囲において、複製を行う場合がある。

- ケ 企画提案書等の著作権は、企画提案者に帰属する。
- コ 企画提案書等に含まれる著作権、特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用する場合、生じる責任は企画提案者が負う。

5 審査方法等

(1) 審査方法

企画提案書、見積書について、評価基準に基づき、プロポーザル選定委員の意見（採点等）を聴取し、評価を行う。

(2) 評価基準及び契約候補者の選定方法

別紙「令和8（2026）年度ゴルフツーリズム受入体制整備等事業 公募型プロポーザル評価基準」のとおり

(3) その他

次に掲げる事項に該当する者は、失格とする。

- ア 提出書類に虚偽の内容を記載した場合
- イ 本要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合
- ウ 企画提案書の見積額が2(4)の委託料限度額を超える場合
- エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合
- オ 評価に係るプロポーザル選定委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触した場合
- カ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

6 選定結果の通知・公表

契約候補者選定後、参加者全員に選定結果を通知する。また、契約候補者の名称等について、栃木県ホームページ（4(2)のURL）に公表する。

7 契約手続

- (1) 契約候補者と委託者との間で、委託内容、経費等について再度調整を行い、協議が調った場合、委託契約を締結する。
- (2) 契約代金の支払いについては、原則、精算払いとする。
- (3) 契約候補者が特別な事情等により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位の者を新たな契約候補者とする。